	第43条第１項の表の第２号の中欄のハ（償却費）	00644	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第43条第１項の表の第２号の中欄のハ）	00645	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表自動車教習用貨物自動車の特別償却の項を削り、同表耐震基準適合建物等の特別償却の項中「耐震基準適合建物等の特別償却」を「港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却（耐震基準適合建物等の特別償却）」に、「第43条の２第１項」を「令和２年旧措置法第43条の２第１項」に、「第43条の２第２項」を「第43条の２第１項」に改め、同表情報流通円滑化設備の特別償却の項中「第44条の５第１項」を「令和２年旧措置法第44条の５第１項」に改め、同表障害者を雇用する場合の機械等の割増償却の項中「障害者を雇用する場合の機械等の割増償却」を「障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）」に改め、同表企業主導型保育施設用資産の割増償却の項中「第47条第１項」を「令和２年旧措置法第47条第１項」に改め、同表特定都市再生建築物等の割増償却の項を次のように改める。

特定都市再生建築物の割増償却	第47条第１項（償却費）（同条第３項第１号）	00466	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第47条第３項第１号）	00467	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第47条第１項、所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成31年旧措置法」という。）第47条の２第１項（償却費）（第47条第３項第２号、平成31年旧措置法第47条の２第３項第１号ロ又は平成27年旧措置法第47条の２第３項第２号ロ）	00469	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第47条第３項第２号、平成31年旧措置法第47条の２第３項第１号ロ又は平成27年旧措置法第47条の２第３項第２号ロ）	00470	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表新事業開拓事業者投資損失準備金の項を削り、同表金属鉱業等鉱害防止準備金の項中「第55条の２第１項」を「令和２年旧措置法第55条の２第１項」に改め、同表特定災害防止準備金の項中「別表十二（五）「10」」を「別表十二（五）「11」」に改め、同表中小企業等の貸倒引当金の特例の項を削り、同表換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の項中「譲渡損益調整資産」を「資産」に改め、同表特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の項中「第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第４号）」を「令和２年旧措置法第65条の７第１項若しくは第９項又は令和２年旧措置法第65条の９（令和２年旧措置法第65条の７第１項の表の第４号）」に、「第５号」を「第４号」に、「第６号」を「第５号」に、「第７号」を「第６号」に、「第８号」を「第７号」に、「第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第４号）」を「令和２年旧措置法第65条の８第１項若しくは第２項又は令和２年旧措置法第65条の９（令和２年旧措置法第65条の７第１項の表の第４号）」に、「平成29年旧措置法第65条の８第７項」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成29年旧措置法」という。）第65条の８第７項」に改め、同表特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例の項中「別表十（六）「27」」を「別表十（七）「27」」に改め、同表認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例の項の次に次のように加える。

特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例	第66条の13第１項	00656	法規別表十（六）「11」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表社会保険診療報酬の所得の計算の特例の項中「別表十（六）「６」」を「別表十（七）「６」」に改め、同表農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例の項中「別表十（六）「22」」を「別表十（七）「22」」に改め、同表特定目的会社に係る課税の特例の項中「別表十（七）「13」」を「別表十（八）「13」」に改め、同表投資法人に係る課税の特例の項中「別表十（六）「11」」を「別表十（九）「11」」に改め、同表特定目的信託に係る受託法人の課税の特例の項中「別表十（九）「16」」を「別表十（十）「16」」に改め、同表特定投資信託に係る受託法人の課税の特例の項中「別表十（九）「33」」を「別表十（十）「33」」に改める。

様式第二の記載要領第四号の表試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	第68条の９第１項	10620	法規別表六の二（五）「21」の欄の金額
	第68条の９第４項	10621	法規別表六の二（六）「20」の欄の金額
	第68条の９第７項	10622	法規別表六の二（八）「14」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二（十一）「17」」を「別表六の二（十）「17」」に改め、同表中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二（十二）「27」」を「別表六の二（十一）「27」」に、「別表六の二（十二）「36」」を「別表六の二（十一）「36」」に改め、同表沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項から沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項までの規定中「別表六の二（十三）「28」」を「別表六の二（十二）「28」」に改め、同表沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二（十三）「41」」を「別表六の二（十二）「41」」に改め、同表国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二（十四）「25」」を「別表六の二（十三）「25」」に改め、同表国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人